

茨木市特別職報酬等審議会  
答 申 書

令和8年1月22日

茨木市特別職報酬等審議会



茨附特第8号  
令和8年1月22日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市特別職報酬等審議会  
会長 北村 亘

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年10月6日付け茨人事第2315号で諮問された市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

茨木市特別職報酬等審議会

会長	北村	亘	(学識経験者)
副会長	望月	周	(有識者)
委員	生駒	萌里	(市民委員)
委員	野口	幸男	(市民委員)
委員	大江	博子	(学識経験者)
委員	山下	克之	(学識経験者)
委員	佐名川	玲子	(有識者)
委員	篠原	一代	(有識者)

## 記

### 1 特別職報酬等の額

市長、副市長の給料の額及び市議会議員の報酬の額については、次のとおり改定することが妥当と考える。

職	区分	現行額	答申額	増額	増額率
市長	月額	983,000円	1,060,000円	77,000円	7.8%
副市長	月額	858,000円	925,000円	67,000円	7.8%
議長	月額	758,000円	760,000円	2,000円	0.3%
副議長	月額	708,000円	710,000円	2,000円	0.3%
常任委員長	月額	668,000円	670,000円	2,000円	0.3%
議会運営委員長	月額	668,000円	670,000円	2,000円	0.3%
議員	月額	664,000円	665,000円	1,000円	0.2%

### 2 市議会議員に対する政務活動費の額

市議会議員に対する政務活動費の額については、次のとおり、現行の額で据え置くことが妥当と考える。

政務活動費 月額 25,000円

### 3 改定の時期

改定の時期については、令和8年4月1日から実施することが妥当と考える。

### 4 はじめに

茨木市特別職報酬等審議会は、市民、学識経験者及び有識者からなる8人の委員の構成で、令和7年10月6日に設置され発足した。

当審議会は、市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について市長から諮問を受けて以来、延べ4回の会議において、特別

職と一般職員の報酬等改定の推移、大阪府内の市（大阪市及び堺市を除く。以下、「大阪府内各市」という。）及び全国における本市と同程度の規模である市（以下、「全国類似都市」という。）の給料や報酬等、本市及び大阪府内各市の財政状況、民間企業役員等の年収等に関する資料をもとに、市議会議員、市長及び副市長の職務と職責、消費者物価指数、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定や本市の一般職の職員の給与改定の推移等を勘案して、各々の専門的見地または市民の立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、一定の結論に達した。

## 5 審議の過程で把握した事項及び審議の内容

### (1) 特別職報酬等の改定状況

市長及び副市長の給料の額は、平成6年12月以来、16年間据え置かれていたが、平成23年度に市長3千円、副市長2千円の減額改定が行われた。ただし、その間も、市長の自主的な減額措置として、平成18年1月から平成20年3月までの間、続いて平成20年7月から平成24年3月までの間、市長10%、副市長7%、さらには、平成24年6月から平成28年3月までの間、市長30%、副市長20%の減額が行われた。そして、平成30年1月の審議会において、市長及び副市長の給料額を概ね7%引き下げることが適当であるとの答申を受け、平成30年4月に減額改定が行われ、直近では、令和2年6月から令和3年3月までの間、市長、副市長ともに20%の自主的な減額措置が行われた。なお、平成20年7月からの自主減額および、平成30年4月からの減額改定に係る答申については、市長からの諮問に基づき審議を行い、諮問内容のとおり答申がなされたものである。

また、議員報酬の額については、平成23年度に議長・副議長2千円、議員1千円の減額改定が行われたほか、平成24年7月1日から平成25年1月30日までの間、一律10%、また、平成25年7月から平成26年3月までの間、一律5%、さらには、令和2年6月から令和3年1月までの間、一律20%、直近では、令和3年4月から令和3年11月までの間、一律5%の自主的な減額措置が行われた。

### (2) 一般職の職員の給与改定状況

一般職の職員の給与は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を基本として改定されており、前回の審議会開催以降、令和3年度から令和7年度までの間に約6.3%増額改定している。

### (3) 大阪府内各市の改定状況

大阪府内各市においては、令和3年から令和7年までの間、市長2市、副市長3市、議員1市が給料等の額を増額、副市長1市、議員2市が給料等の額を減額する条例本則の改正を行っている。また、条例附則による時限的な減額措置を実施している市は、令和7年4月1日現在において、市長17市、副市長14市、議員については3市である。

### (4) 本市の財政状況

本市の決算状況については、財政基盤の強さを図る指標である財政力指数は、令和5年度は0.97（3か年平均値）であり、大阪府内各市との比較において第1位である。さらには、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度では、92.6%で第5位と、大阪府内各市との比較において上位に位置していること等、継続的に財政の健全性とサービスの維持向上を両立させながら不断の行財政改革に取り組んできた結果、比較的良好な財政状況を維持している。

### (5) 経済情勢について

わが国の経済は1990年代のバブル崩壊以降、長きにわたるいわゆるデフレと低成長で推移していたが、全国消費者物価指数（総合）の年平均では、令和4年から直近の公表データの令和6年までの間、前年比2%以上の上昇が続いており、現在はいわゆるインフレの状況下にあるといえる。

### (6) 市長及び副市長の職務と職責及び給料の額

現在、大阪府内各市との比較においては、市長及び副市長の給料の額は、時限的な減額措置を除くと、令和7年4月1日時点で、31市中、市長第14位、副市長第9位である。また、全国類似都市においては、23市中、市長第16位、副市長第7位となっている。

なお、全国証券市場の上場企業やそれに匹敵する非上場企業の役員等の年収水準と比較すると大きく下回っており、また、市内事業所の約半数を占める従業員規模1～4人の企業に近似する区分である従業員300人未満の企業の役員等の年収水準を比較しても、概ね低い水準にある。

一方、企業の役員は、経営状況により報酬額が大幅に減額される等のリスクも

あり、同一視すべきでないという意見、昨今の物価高騰により市民生活に影響が出ている状況において、市民感情を考えると給料の引き上げには慎重になるべき等の意見があった。

これらを踏まえた上で、昨今の物価高騰による経済状況の変化及び本市の財政状況、社会情勢の変化により特別職の職務や職責が増加していること、文化・子育て複合施設「おにクル」の開館や本市北部地域「いばきた」の活用や魅力発信事業等への積極的な取り組みにより本市のイメージアップが図られていること等の結果、良好な市政運営を実現している状況を踏まえ、給料の増額をすべきとの意見が多数を占めた。

#### (7) 市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額

非常勤の特別職である市議会議員については、市民ニーズの増大と行政需要の多様化の中で、その職務は複雑・多様化し、ますます常勤化・専門化が進んでいる状況にある。

現在、大阪府内各市との比較において議員報酬の額は、時限的な減額措置を除くと、令和7年4月1日時点で、31市中、議長及び副議長が第3位、議員が第2位に位置している。また、全国類似都市においては、23市中、議長、副議長、議員共に1位となっている。

大阪府内各市及び全国類似都市との比較において、本市の議員報酬が高位にあることから、他市との均衡や市民感情を踏まえると報酬の引き上げには否定的な意見が挙がった。一方、議員定数の削減を始め、様々な議会改革の取り組みを行っていることを確認したうえで、物価高騰による経済状況の変化及び本市の財政状況も踏まえ、熱い想いを持つ職業政治家に対し、一定の報酬額を保障するために、他市との均衡も踏まえつつ増額を検討してもいいのではないかとこの意見が多数を占めた。

次に、政務活動費については、平成30年10月に4万円から2万5千円に減額されている。直近の状況では、議員全体における政務活動費支出額の合計額が交付可能額を上回っている状況であること、議員活動は個人差があるものの、意欲のある議員の活動を推進する目的から、政務活動のために支出された経費は一定程度支給すべきであるといった意見が挙がった。一方、政務活動費の交付額に占める精算額の割合は、直近4年間の平均では8割程度に留まっていることから、据え置くのが妥当との意見が多数を占めた。

## 6 審議の結果

市長、副市長の給料額については、市民感情を踏まえ、引き上げには慎重になるべきとの意見が出たものの、物価上昇による経済状況の変化、比較的良好な市の財政状況、社会情勢の変化による特別職の職務や職責の増加、市政運営が良好であることを総合的に勘案して、引き上げが妥当と判断した。

市議会議員の報酬額については、現状、大阪府内各市及び全国類似都市と比較して高位にあることから、引き上げには否定的な意見がでたものの、物価上昇による経済状況の変化、比較的良好な市の財政状況に加え、職業政治家としての一定の報酬額を保障すべきとの意見を総合的に勘案して、引き上げが妥当と判断した。

引き上げ幅については、これまでにバブル崩壊以降、長きにわたるデフレと低成長下で時限的な措置も含めて減額改定を行ってきたが、近年、消費者物価が上昇し、民間賃金を基礎とした人事院勧告の増額勧告が続いていることに鑑み、デフレと低成長下における時限的な減額措置を除いた、平成23年の減額改定前の水準とする意見が挙がり、検討を加えたところ、大阪府内各市及び全国類似都市との比較においても、概ね均衡を失することのない水準であり、当該額が妥当であるとの結論に達した。

また、市議会議員の政務活動費については、意欲のある議員の活動を推進する目的から、政務活動のために支出した額は支給すべきとの意見が挙げられたが、政務活動費の交付額に占める精算額の割合が、直近では8割程度に留まっていることを踏まえ、据え置きが妥当であるとの結論に達した。

## 7 おわりに

今回の答申については、延べ4回の審議を重ね、慎重に検討を行った結果、結論に達したものであり、本答申を尊重されることを要望するものである。

### 審議会の開催状況

回数	開催日	審議事項
第1回	令和7年10月6日(月)	正副会長の選出、諮問、審議
第2回	令和7年11月26日(水)	審議
第3回	令和7年12月25日(木)	審議
第4回	令和8年1月22日(木)	答申案の審議、答申